

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6 月25日

【会社名】 株式会社クボタ

【英訳名】 KUBOTA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 益 本 康 男

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区敷津東一丁目 2 番47号

【電話番号】 大阪(06)6648 - 2622

【事務連絡者氏名】 財務部長 三 谷 博 徳

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町三丁目 1 番 3 号
株式会社クボタ 東京本社

【電話番号】 東京(03)3245 - 3026

【事務連絡者氏名】 東京総務部長 内 田 裕 輔

【縦覧に供する場所】 株式会社クボタ 本社阪神事務所
(兵庫県尼崎市浜一丁目 1 番 1 号)
株式会社クボタ 東京本社
(東京都中央区日本橋室町三丁目 1 番 3 号)
株式会社クボタ 中部支社
(名古屋市中村区名駅三丁目22番 8 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【提出理由】

平成25年6月21日開催の当社第123回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1) 会社法第427条の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を新設する。

2) 条文新設に伴い、条数を繰り下げる。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として益本康男、富田哲司、坂本悟、木股昌俊、久保俊裕、木村茂、水野譲及び佐藤純一を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として河内政治を選任する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役6名(社外取締役を除く)に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与13,800万円を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 賛成率 | 決議の結果 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|--------|-------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 1,033,089 | 770 | 1,932 | 98.71% | 可決 |
| 第2号議案 取締役8名選任の件 | | | | | |
| 益本 康男 | 972,847 | 59,309 | 3,629 | 92.96% | 可決 |
| 富田 哲司 | 1,018,673 | 12,337 | 4,781 | 97.33% | 可決 |
| 坂本 悟 | 1,022,874 | 8,135 | 4,781 | 97.74% | 可決 |
| 木股 昌俊 | 1,022,869 | 8,140 | 4,781 | 97.74% | 可決 |
| 久保 俊裕 | 1,019,729 | 11,280 | 4,781 | 97.44% | 可決 |
| 木村 茂 | 1,022,857 | 8,152 | 4,781 | 97.73% | 可決 |
| 水野 譲 | 922,274 | 110,078 | 3,434 | 88.12% | 可決 |
| 佐藤 純一 | 926,600 | 105,752 | 3,434 | 88.54% | 可決 |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | 1,029,822 | 4,030 | 1,929 | 98.40% | 可決 |
| 第4号議案 取締役賞与支給の件 | 1,030,599 | 3,055 | 2,155 | 98.47% | 可決 |

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第2号議案及び第3号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した

当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第4号議案

出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。